

令和6年3月29日

国土交通省

日本小型船舶検査機構からの業務改善計画の実施結果報告について

日本小型船舶検査機構においては、昨年1月の国からの業務改善指示を受けて策定した「業務改善計画」に基づき、昨年2月から本年3月末までの約一年間を集中期間として、検査業務の改善に向けた取組を行っており、今般、その結果報告がありました。

令和4年4月23日に事故を起こした(有)知床遊覧船のKAZU Iに対する中間検査において、携帯電話等に関する検査方法が十分でなかったこと、また、それに加え、地方運輸局の船舶検査官が日本小型船舶検査機構による現場の検査業務を確認した際、国と異なる検査実態も確認されました。これを踏まえ、昨年1月20日、同機構に対し、船舶検査の実効性の更なる向上のために、現場における検査実態について総ざらいし、所要の改善を行うように指示したところ、昨年2月20日、同機構より、業務改善計画が提出されました。

同計画においては、昨年2月20日より本年3月末までの約1年間を業務改善集中期間として設定し、改善措置を講じることとなっていたところ、本日、同機構よりその実施結果報告がありましたので、お知らせします。詳細については、添付資料をご覧ください。

(添付資料)

業務改善計画の実施結果報告

【問い合わせ先】代表：03-5253-8111

海事局検査測度課 鈴木・平島(内線 44-101、44-152)

直通：03-5253-8639



(有添付物)
検機総第173号
検機業第174号
令和6年3月29日

国土交通省海事局長
海谷厚志 殿

日本小型船舶検査機構
理事長 高野裕 文



業務改善計画の実施結果について
(ご報告)

令和5年2月20日に提出した「船舶検査業務の改善に関する指示を受けての改善措置」において、令和5年2月20日より令和6年3月末までの約1年間を「業務改善集中期間」とし、「業務改善計画」にて策定した方策を実施して参りました。

つきましては、令和5年2月20日から約1年間の業務改善計画の実施結果を、別紙の通りにご報告いたします。

業務改善計画の実施結果報告

1. はじめに

令和 4 年 4 月 23 日、北海道知床沖において小型旅客船「KAZU I」(カズワン)が沈没し、乗員乗客 26 名が死亡・行方不明となる痛ましい事故が発生した。事故直後に国土交通省に設置された知床遊覧船事故対策検討委員会が取りまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、再発防止のため、船舶検査の実効性を向上させるよう日本小型船舶検査機構 (JCI) は小型船舶の検査方法の見直しを行うとされた。

その後、令和 5 年 1 月 20 日に国土交通省より、JCI の現場における検査実態を総ざらいし、所要の改善を行うことが必要として、検査業務の改善を行うための具体的方策を検討するよう指示があり、JCI は同年 2 月 20 日に業務改善計画を作成した。

当該業務改善計画においては、JCI が船舶安全法に基づき小型船舶の検査実施を担う組織としての社会的使命を適切に果たしていくため、令和 5 年 2 月 20 日より令和 6 年 3 月末までの約 1 年間を「業務改善集中期間」として設定し、この期間に全役職員の総力を挙げて、JCI の検査が国民からの負託に応えられるものとなるよう全力を傾注し、具体的方策を可能なものから速やかに実行することとした。

この報告では、業務改善集中期間に JCI が実施した内容とその評価を報告するとともに、今後の取り組みも併せて報告する。

2. 業務改善計画期間に実施した内容

(1) 「安全第一の意識改革」の徹底

業務改善計画に記載された具体的方策	実施した内容
● 理事長はじめ役員が、可及的速やかに全国 31 支部を巡回する等により、個々の職員と対話を図り、全職員に「安全第一の意識改革」を徹底する。	➤ 意識改革の徹底のため、理事長が全 31 支部をそれぞれ 2 回以上訪問した。1 回目の訪問時に安全確保を最優先とする意識を持って検査を実施するよう理事長から職員に直接指示し、11 月以降の再訪時に

	職員の個別面談で安全意識の徹底状況を確認した。
● 毎月、本部と全支部でリモート会議を行い、個別改善事例の共有を徹底する。	➤ 毎月、本部と全支部でリモート会議を開催し、業務改善室による実地監査において確認された、船体の水密性や脱出救命設備等の具体事例における改善点や注意すべき事項等を共有した。
● 研修の中で、「どのように検査を行えば、より安全を確保できるのか」を常に考えて検査を行うよう、啓発に取り組む。	➤ 安全確保に向けて必要な検査に関する検査員の理解を深めるため、外部講師による講義（復原性の理論、防火消防基準の背景、複合材料の特性等）を7回実施した。

(2) 「業務改善室」の設置（継続的な業務改善の仕組み）

業務改善計画に記載された具体的方策	実施した内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 直ちに、本部に「業務改善室」を設置し、全国 31 支部全てで適切に現場の検査が行われているか否かを実地で監査する枠組みを構築して、検査実態を総ざらいし、現場の検査実態が国と異なる点を全て見直していく。 ● このため、「業務改善室」に国から船舶検査経験者数名の出向を仰ぎ、一定期間集中してJCIの検査現場を確認することにより、JCIの検査実態と国のそれが同等であるかについて内部から指摘できる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務改善集中期間の開始に併せ本部に「業務改善室」を設置し、新たに国から船舶検査官経験者3名の出向を受け、JCIの検査実態と国のそれが同等であるかについて内部から指摘できる監査体制を構築した。 ➤ 業務改善室では全ての支部に対し合計125回以上の現場監査を実施し、その場で検査員により良い検査のためのアドバイスを行った。
<ul style="list-style-type: none"> ● また、中長期的に、組織内に国の検査実態に係る知見を蓄積するため、国とJCIの人事交流の強化についても検討を行い、実行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国との人事交流の強化を念頭に、JCI検査員1名を令和5年9月から地方運輸局に出向させた。

(3) 検査体制の強化

業務改善計画に記載された具体的方策	実施した内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 強化された検査方法の着実な実施に向け、検査員体制の強化を図るため、検査員の採用により一層積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海事関係業界紙やマリンレジャー関連雑誌に求人広告を 45 件以上掲載するとともに、大学や高専での就職説明会の開催、就職情報サイトやハローワークを活用する等、採用に積極的に取り組んだ。 ➤ 業務改善集中期間に 19 名を採用し、令和 6 年 3 月時点で支部検査員 142 名となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、事業として旅客を運送する船舶については、船舶検査の実効性の一層の向上と検査業務の効率化を両立すべく、以下のように様々な切り口で対策を検討し、可能なものから実施していく。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業として旅客を運送する船舶を担当するセクションを本部又は基幹支部に設置して検査を行う。 ✓ 事業として旅客を運送する船舶の現場検査（実習を含む）に特化した研修を実施する。 ✓ 検査業務の執行に際し、船舶安全法が法目的として第 1 条に掲げる「人命の安全の確保」のために「どのような検査を行うべきか」を常に意識する文化を根付かせるため、検査員への研修を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検査の実効性向上と業務効率化の両立のため、31 支部を地域毎に 5 つのブロックに分け、それらブロックの中で支部間の連携を強化する管区ブロック制度を令和 6 年 2 月に導入した。 ➤ 業務改善室において、支部で実施されている事業として旅客を運送する船舶に対する船舶検査の進捗状況を監視し、必要に応じて検査執行を支援した。 ➤ 事業として旅客を運送する船舶の検査をより確実に執行することができる検査員を「旅客船検査員」として支部検査員 19 名、業務改善室等本部職員 9 名を認定し、旅客船の検査を、認定を受けた検査員が中心に実施する仕組みを導入した。 ➤ 事業として旅客を運送する船舶の検査に特化した研修として、海上運送法を始めとする関係法令に関する講義に加え、実際の船舶検査の事例をとりあげ、どういった検査を行うべきかを議論するケーススタディを含めた研修を 2 回開催した。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 開催した全ての研修（新規採用者研修、検査員実務研修、新任支部長研修等）において、「人命の安全確保」が船舶検査において最重要事項であることを意識させるための講義を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ● ICT等を積極的に活用し、業務の効率化を進めるため、船舶検査情報システムの改善等に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管区ブロック制の導入に伴い、支部間連携の強化に向けて他支部の検査の状況を確認できるよう、船舶検査情報システムの改修を実施した。 ➤ 業務改善室が行う現場監査・検査執行支援について、対象船舶の状況や検査員の技量も考慮した上で、ウェアラブルカメラによる現場のリモート映像を本部で確認する方法も併用することにより、効率的に実施した。

3. 実施した業務改善の評価と今後の取組

(1) 「安全第一の意識改革」の徹底

① 評価

- 理事長の支部職員との個別面談時に、全ての検査員より、安全確保を最優先とする意識を持ち、以前よりも丁寧な検査を行うよう心掛けていると回答があり、また、本部と全支部のリモート会議での意見交換や研修におけるケーススタディ等の場において、安全を確保するためにはどういった検査を行うべきかという視点に基づいた意見が多数の検査員から出される等、JCIが船舶安全法に基づき小型船舶の検査実施を担う組織としての社会的使命を適切に果たしていくために必須である、「安全第一の意識改革」が浸透してきている。一方で、「安全第一の検査」を組織として根付かせるためには、業務改善集中期間の取り組みのみでは十分でなく、今後も継続して啓発に取り組んでいく必要がある。

② 今後の取組み

- 本部と全支部で定期的に行うリモート会議等において、小型船舶の安全確保を最優先とする検査という意識の徹底を継続する。また、安全確保に向けて必要な検査に関する検査員の理解を深めるため、外部講師による講義も継続して開催する。

(2) 「業務改善室」の設置（継続的な業務改善の仕組み）

① 評価

- 業務改善集中期間を通して、業務改善室による支部への実地監査において発見された見直すべき検査実態を、毎月の Web 会議で全支部に共有し、再度それらの改善状況を実地監査で確認する、という取り組みを続けた結果、国の船舶検査経験者による監査時に見直すべき点を指摘されることが少なくなっており、検査実態の改善が進んでいるものと考えられる。一方、全ての検査員が国と同等レベルの検査を実施できるようになるまでには、未だ見直すべき点が残されていることから、引き続き改善に向けた取り組みを継続する必要がある。

② 今後の取組み

- 検査の執行状況を監視し、小型船舶の安全確保の視点で業務を改善し続ける PDCA サイクルを継続的に維持するための組織体制を整備する。具体的には業務改善室を改組し、検査の執行を所管する業務部と同レベルの組織として新たに品質管理部を設置し、監査や検査員の指導を強化する。
- 中長期的に国の検査実態に係る知見を蓄積するため、引き続き、国との人事交流を維持する。

(3) 検査体制の強化

① 評価

- 採用活動に積極的に取り組み、業務改善集中期間に 19 名を採用したものの、定年退職等の離職者も多く、令和 6 年 3 月時点で支部検査員 142 名（令和 5 年 2 月比で 5 名増）に留まっており、旅客船検査員の認定者数増加を含め、更なる検査員体制の強化が必要である。
- 管区ブロック制度を 2 月に導入したことにより、各ブロックにおける地域特性を踏まえた検査の実施や、近隣支部間の連携強化を促進し、効率的かつ実効的な検査を実施するための組織整備を行った。

- 業務の効率的な実施に向け、業務改善室の現場監査においてウェアラブルカメラ中継を活用するなど、ICTの積極的な活用に取り組んだ。一方、船舶検査情報システムの改善については、管区ブロックの導入への対応等の改修は行ったものの、検査申請の電子受付システムの構築等、検査業務効率化に向けた更なる課題の洗い出し及び改修が必要である。

② 今後の取組み

- 検査体制の更なる強化に向け、本部に旅客船検査課を設置し、全国の旅客船検査の進捗管理及び執行支援を円滑に実施するための組織整備を行う。
- 管区ブロック制度の実効性確保に向け、各管区ブロック内における検査員の配置の見直しや業務の品質向上に向けた計画策定等を管区ブロック長の主導により進めるとともに、本部と各管区ブロック長との会議を定期的に行い、管区ブロック間の知見の共有を図る。
- 船舶検査の効率化及び実効性の向上に向け、船舶検査情報システムの改善及びICTを活用したリモート検査の推進等、更なる取組みを進めていく。

4. 中長期的な機構の運営

JCIの中長期的な安定した運営のため、業務改善計画の遂行等に伴う経営環境の変化を踏まえ、事業収支や経営の在り方を検討し、現行の中期経営計画について、令和6年秋を目処に必要な改定を実施するため、検討を行う。

(以上)